

## 重要な会計方針

### 1 運営費交付金収益の計上基準

(会計方針の変更)

前事業年度までは、運営費交付金収益の計上基準について、①人件費のうち退職金は、改訂前の「独立行政法人会計基準」第81(注解60)に基づく業務達成基準(第2項(1))を、②一般管理費の一部は期間進行基準(第2項(2))を、③人件費(退職金を除く)、業務経費及び一般管理費の一部については、費用進行基準(第2項(3))を採用しておりました。

当事業年度から独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、改訂後の第81(注解60、注解61)に基づく業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益及び当期純利益について、それぞれ14,515,312円増加しております。

おって、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

### 2 減価償却の会計処理方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31大蔵省令第15号)」を基本としております。

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

### 3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

### 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

### 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065%で計算しております。

### 6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 注 記 事 項

### 1 貸借対照表関係

(1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は306,821,808円です。

### (2) 減損の認識

当事業年度で減損の兆候を認識したものはありません。

### 2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 264,047,708 円

資金期末残高 264,047,708 円

### 3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首 : 8,305,728,745 - 3,849,162,633 = 4,456,566,112 円

期末 : 8,302,582,580 - 3,961,279,527 = 4,341,303,053 円

(期首+期末) × 1/2 = 4,398,934,583 円

4,398,934,583 × 0.065% = 2,859,307 円

### 4 不要財産に係る国庫納付

「政府関係機関の地方移転について」（平成27年6月30日付まち・ひと・しごと創生本部決定）において、東京事務所を広島事務所に移転することとされ、平成27年7月10日をもって、東京事務所は広島事務所に移転し、東京事務所の業務は終了しました。

東京事務所の業務移転後における保有財産について見直しを行い、不要財産については平成27年度に現物による国庫納付を行いました。また、不要財産である東京事務所の土地の一部については平成27年度に売却を行い、平成28年度に譲渡収入による国庫納付を行いました。譲渡収入による国庫納付に関する取引内容については、次のとおりです。

① 資産種類	土地
② 資産名称	東京都北区滝野川2-6-30の一部
③ 帳簿価額	3,146,165円
④ 不要財産となった理由	「政府関係機関の地方移転について」（平成27年6月30日付まち・ひと・しごと創生本部決定）において、東京事務所の業務が終了したため
⑤ 国庫納付等の方法	譲渡収入による国庫納付
⑥ 譲渡収入の額	1,000,000円
⑦ 控除費用	625,898円
⑧ 国庫納付額	374,102円
⑨ 納付年月日	平成28年4月7日
⑩ 減資額	3,146,165円

### 5 金融商品に関する注記

当法人は、独立行政法人通則法第47条第1項第2号に定められている預金により運用を行っています。